

消費者

友達を紹介したらキャッシュバック？ ～連鎖販売取引(マルチ商法)の勧誘にご注意～

大学生のA子さんは、サークルの先輩に「知り合いがエステで働いていて、洗顔コンテストのモデルを探している。無料で洗顔してもらえるから一緒に行く」と誘われてサロンに行きました。サロンでは、先輩の知り合いのBさんが無料でA子さんの洗顔をし、「モニターとして使ってみて」とお試し用の化粧品を提供しました。

数日後、A子さんがサロンに行くのと、Bさんから「会員になって化粧品を15万円分買い、ランクが上がると通常5000円の化粧品が3500円で買える。別の友達を連れてきて会員になってもらえば、3万円のキャッシュバックがある」と勧誘されました。

A子さんは、化粧品は気に入ったのですが、15万円は払えません。クレジットカードを作ったりポ払いにすれば月々5000円でいいと言われ、その通りにしました。つまり15万円の借金を背負ってしまったのです。

このように、会員を勧誘すれば収入になるなどとして、会費や商品代金などの負担を求める取引を「連鎖販売取引(マルチ商法)」といいます。収入を得るためには仕入れた商品を売ったり、他の人を勧誘して会員に

なってもらわなければならない、多額の借金を抱えたり、人間関係が壊れてしまうこともあります。

A子さんは母親に反対され、解約したいと消費者センターを訪れ、クーリングオフしました。

連鎖販売取引で、契約書受取日または商品受取日のうち遅い日から20日間はクーリングオフが可能です。また、クーリングオフ期間を過ぎても、中途解約制度もありますので、あきらめずにご相談ください。

家族などに知られないようにと、連鎖販売取引の上位者が契約書や商品を預かる場合があります。トラブルを避けるため、契約書は必ず受け取り、内容を確認しましょう。



■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。